

保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部
におけるバス送迎に当たっての安全管理の徹底
に関する関係府省会議（第4回） 議事録

1．日時

令和4年10月12日（水）15：30～15：45

2．場所

中央合同庁舎4号館12階共用1208特別会議室

3．出席者

議長 小倉こども政策担当大臣

渡辺内閣官房こども家庭庁設立準備室長

吉住内閣府子ども・子育て本部統括官

藤江文部科学省総合教育政策局長

藤原厚生労働省子ども家庭局長

日下警察庁交通局交通企画課長（オブザーバー）

久保田国土交通省自動車局技術・環境政策課長（オブザーバー）

4．議事内容

吉住統括官

ただいまから第4回「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部におけるバス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する関係府省会議」を始めさせていただきます。

今回、緊急対策の取りまとめについて御説明させていただいた後、適宜出席者の皆様から御発言を賜ればと思っております。

では、早速緊急対策の取りまとめについて私から説明をいたします。資料の1を御覧いただければと思います。

1ページ目でございます。緊急点検により、送迎バスを運行しているのは1万787施設、2万2842台であることを把握いたしました。

また、下の2つ目 に記載のとおり、小学部から高等部までの特別支援学校4,917台、児童発達支援・放課後等デイサービス1万5910台についても安全装置の義務化の対象とすることとしております。

また、その次 のでございますが、小中学校7,837台、放課後児童クラブ3,332台についても安全装置の義務化を行わないものの、財政支援を行う方向で検討をしております。

2ページでございます。上から2つ目でございますが、今回の園に対する緊急点検により、登園の際、乗降時におけるこどもの人数、名前等を確認・記録しているかとの質問に対して、常に行っているとの回答が約9割にとどまること。

それから、下から2つ目でございますが、バス通園におけるこどもの見落とし防止につ

ながら研修を園内で実施しているかの質問に対して、実施しているとの回答が約5割にとどまることが把握でき、バス送迎に対して適切な取組を行っていない園が一定数あるという実態が判明いたしました。

次に3ページでございますが、視察やこれまでの本会議において、有識者・先進自治体からヒアリングを行った結果概要です。

有識者からは安全装置の装備義務化や、全ての職員が危機管理を行うという自覚をもつことなどが提案されました。

また、先進自治体からはガイドラインや指針の策定、研修会の実施などの取組が紹介されました。

4ページでございますが、今回の事案の原因や問題点を整理したものです。運転者・乗務員による降車時の人数確認、担任職員などの出欠確認漏れなど、複数の問題点が浮かび上がりました。

5ページはこれらを受けて今回取りまとめた緊急対策の概要で、所在確認や安全装置の装備の義務づけ、安全装置の仕様に関するガイドラインの作成、安全管理マニュアルの作成、早期のこどもの安全対策促進に向けた「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」の4つの柱で成り立っております。

それぞれの詳細は次ページ以下となります。

6ページ、まず、緊急対策の1点目、安全装置の義務づけです。関係府省令等の改正により、降車時等に点呼等により幼児等の所在を確認すること、送迎用バスに安全装置を装備することの2点を義務づけます。

この改正等による法的効果等により、地方自治体による指導監査等において各園側において適切な対応が行われているか確認をすることになります。また、この義務違反があった場合、業務停止命令等の行政処分の対象事由になり、さらにこの命令に違反した場合には罰則の対象事由となり得ます。

今後のスケジュールとしては、本年11月にパブリックコメントを行い、12月に関係府省令を公布、来年4月のこども家庭庁の設立と同時に施行する予定です。

なお、安全装置の装備に係る義務につきましては、新たに開発される安全装置の調達状況等を勘案し、令和6年3月末までの1年間を経過措置期間としております。

7ページは義務化の対象となる施設類型ごとに整理した一覧表です。就学前のこどもが通う施設に加え、障害児通所支援等や特別支援学校の小学部から高等部までについては、点呼、安全装置の両者ともに義務づけをすることとします。他方、小学校以上と放課後児童クラブについては点呼のみの義務づけとすることとします。

8ページ、緊急対策の2点目、置き去り防止を支援する安全装置の仕様に関するガイドラインでございますが、去る10月4日に国交省でワーキンググループが設置され、関係者からのヒアリング等を通じ、年末までに作成することになります。ガイドラインのポイントとして、ヒューマンエラーをカバーする安全装置であること、既販車にも後付け可能な

安全装置も視野に入れることが掲げられております。

次に9ページでございます。緊急対策の3点目、安全管理マニュアルになります。別冊でお手元に配付しておりますとおり、車側の対策である安全装置の両輪として現場に役に立ち、かつ分かりやすく簡潔な安全管理の徹底に関するマニュアルを策定いたしました。具体的には業務の流れに沿ってポイントを整理したシンプルで毎日使えるチェックシート方式とするとともに、子ども自らがクラクションを鳴らしてSOSを出せる支援や、外から車内の様子がほとんど見えないようなバスのラッピングやスモークガラスの使用は避けるべきことなどを記載しております。

10ページでございますが、緊急対策の4点目、早期のこどもの安全対策に向けた「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」です。財政措置を含めた園を支援するための具体策として送迎用バスへの安全装置の導入支援、登園管理システムの導入支援、こどもの見守りタグ(GPS)の導入支援、安全管理マニュアルの動画配信や研修の実施等の4点で、これらにつきましては、今月末を目途にまとめられる総合経済対策に関連施策を位置づけ、早期に財政措置を講じる方向で検討いたします。

では、関係府省の皆様からの御発言をお願いいたします。

まずは文部科学省から御発言をお願いいたします。

藤江局長

文部科学省でございます。

今回の大変痛ましい事故を受け、小倉大臣の下、関係府省とともに、二度と同様の悲劇を繰り返してはいけないという強い思いで必要な対策を検討し、本日、緊急対策として取りまとめられました。この間の関係の皆様方に感謝を申し上げます。

また、この緊急対策を各園や学校に定着させることが重要であり、これからが本当のスタートだと認識しているところでございます。子どもたちが学校で安心して活動し、学べるようにするためには、その前提として通園・通学を含む園・学校での安全を十分に確保することが不可欠です。

文部科学省といたしましては、この緊急対策を踏まえ、幼稚園、特別支援学校、さらには小中学校等も含めた送迎用バスの安全管理が徹底されるよう、必要な取組を進めてまいります。

以上でございます。

吉住統括官 ありがとうございました。

次に、厚生労働省から御発言をお願いいたします。

藤原局長

厚生労働省でございます。

今回、大変痛ましい事故を受け、このような事故が二度とあってはならないという思いを関係府省の皆様と共有しながら、この会議において小倉大臣の御指導の下、本日、緊急対策の取りまとめに至りました。小倉大臣をはじめ、関係する皆様に心より感謝を申し上げます。緊急対策を踏まえた取組が現場で徹底されることが何よりも重要であると考えております。

厚生労働省といたしましても、今回の緊急対策を踏まえまして、保育所等における送迎用バスの安全管理が確実に実施されるよう必要な取組を進めてまいります。併せて、先の通常国会で成立いたしました改正児童福祉法に基づきまして、保育所等に対して児童の安全の確保に関する計画の策定を義務づけることとしており、引き続きこどもの安全を守るための取組を不断に検討・実行してまいります。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

吉住統括官

ありがとうございました。

次に、こども家庭庁設立準備室から御発言をお願いします。

渡辺室長

こども家庭庁設立準備室でございます。

先月の事故を受け、小倉大臣の指示の下、4回にわたる関係府省会議を開催し、こうして緊急対策を取りまとめることができました。この緊急対策の内容を踏まえ、速やかに取組を進めていくことが重要であり、引き続き関係府省と連携し、スピード感を持って対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

その際、有識者ヒアリングにおいて指摘された施設によって安全計画策定や研修実施の状況に差が出ることがないようにしっかりと横串を刺して取り組み、このような痛ましい事故が二度と起こらないようにしていきたいと考えています。よろしくお願いいたします。

吉住統括官

ありがとうございました。

次に、国土交通省から御発言をお願いいたします。

久保田課長

国土交通省自動車局でございます。

我々自動車局では、安全の使用に関するガイドラインの作成という指示をいただきましたので、先ほど御説明がございましたように、10月4日からワーキングを立ち上げまして関係者のヒアリングを経て、年内にガイドラインを作成し、関係府省の皆様が安全装置の義務化をスムーズに行えるよう、あるいは支援を行えるように早急に検討を進めて結論を

出したいと考えております。

我々といたしましても、このような痛ましい事故を二度と起こさないという決意の下、関係府省の皆様と協力して対策に取り組んでまいりたいと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

吉住統括官

ありがとうございました。

それでは、小倉大臣から御発言をお願いいたします。

小倉大臣

まずは皆様、御出席ありがとうございました。

本会議の開催をもちまして、バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策「こどものバス送迎・安全徹底プラン」を決定させていただきたいと思います。

重ねてではありますけれども、この関係府省会議の発端となりました静岡県牧之原市で発生をした大変痛ましい事故で亡くなりましたお子様に対する御冥福をお祈り申し上げると同時に、御家族の皆様方に心からお悔やみを申し上げたいと思います。

今日も多くの子どもたちが送迎用バスで登校園をいたしております。その子どもたちの命・安全をしっかりと守っていかねばなりません。また、かわいい子どもたちを送迎用バスで送り出している保護者の皆様方の不安、これも一刻も早く解消しなければいけないと思っております。

さらにはこれも何度も申し上げておりますけれども、日々子どもたちと向き合い、高い職業倫理で仕事に当たられている様々な園の関係者の御負担、精神的な御負担も解消しなければいけないと強く思っております。

こういった状況を踏まえまして、本来であれば静岡県が行っている特別指導監査を待って、それを踏まえて取りまとめるべきところではありますけれども、本日、一刻の猶予もないということで緊急対策を取りまとめ、公表することいたしました。

お手元に緊急対策の推進に対する留意すべき方針を用意しております。この緊急対策をスピード感をもって着実に実行していくようお願いをすると同時に、この留意事項もしっかりと守っていただけるよう指示をさせていただきたいと思います。読み上げます。

- 1．安全管理マニュアルを直ちに地方自治体を通じて各園等の現場に行き渡るようにし、可能な限り早期に運用を開始するよう働きかけること。

また、現場で運用していく中で、地方自治体や現場から出された工夫すべき点などの意見や、静岡県の特別指導監査の結果なども踏まえ、マニュアルの改訂には柔軟に対応すること。

- 2．安全装置の調達状況を踏まえ、その装備の義務化については、施行を来年4月からとした上で、1年間の経過措置を設定しているが、可能な限り早期に、来年6月末までに

安全装置を装備していただくよう、地方自治体を通じて現場に働きかけること。

なお、経過措置期間内において安全装置の装備がなされるまでの間については、降車後に車内の確認を怠ることがないようにするための所要の代替措置を講じることとする。

3. 「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」については、政府において今月末を目途に取りまとめる「総合経済対策」に関連施策を位置付けるとともに、早期に財政措置を講じる方向で検討するが、その際、事業者の負担をできる限り軽減するよう調整を行うこと。

以上であります。

初回の第1回会議におきまして、私からはやれることは何でもやる、そのような覚悟を持ってスピード感を持って取り組む旨をお伝えいたしました。この思いは今も変わりません。皆様方の御協力の下で、今回緊急対策が取りまとまったわけでありますけれども、あくまでもここはスタートラインだと思っていただいて、これから一刻も早く各園に私どもの緊急対策が届くように、さらに皆様方には御協力をお願いしたいと思っております。

私からは以上です。

吉住統括官

これにて第4回会議を終了します。ありがとうございました。